

ナント・デビットカード取引規定

第1章 デビットカード取引

1. (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）について発行したナント・キャッシュカード（代理人カードを含みます。）、ナント・オフィスキャッシュカードの各カード（以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。

- ① 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下、「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- ③ 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

2. (利用方法等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないよう注意し、利用者自ら入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合

- ② 1日あたりのカードの利用金額（ナント・キャッシュカード規定、ナント・オフィスキャッシュカード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ③ 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
 - ④ 購入する商品または提供を受ける役務が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
- ① 1日あたりのカードの利用金額（ナント・キャッシュカード規定、ナント・オフィスキャッシュカード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- (5) 当行がデビットカード取引を行うことができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。
- (6) デビットカード取引をご希望されない場合は、当店において書面によりデビットカード取引停止の手続きを行ってください。この手続きを行ったときは、当行は当該口座に対してデビットカード取引停止の措置を講じます。この手続きの前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (7) 前(6)において、デビットカード取引の停止の措置を行った口座について、改めてデビットカード取引をご希望される場合は、当店において書面によりデビットカード取引開始の手続きを行ってください。この手続きを行ったときは、当行は当該口座に対してデビットカード取引開始の措置を講じます。

3.（デビットカード取引契約等）

- (1) 前記2.(1)により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。
- (2) 前(1)によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。
- ① 当行に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
 - ② 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下本章において「譲受人」といいます。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該

売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

- (3) 前(2)の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

4. (預金の復元等)

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消によりデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとしします。
- (2) 前(1)にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認書類等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時間内に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえで加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。
- (3) 前(1)または前(2)において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、前(1)から(3)に準じて取扱うものとしします。

5. (規定の準用および読替)

- (1) この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、ナント・キャッシュカード規定、ナント・オフィスキャッシュカード規定、ナント・ICキャッシュカード特約、ナント・オフィスICキャッシュカード特約により取扱います。
- (2) ナント・キャッシュカード規定の適用については、同規定6.(1)で「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは、「デビットカード取引をする場合」とし、同規定9.(1)で「支払機または振込機」とあるのは、「端末機」とし、14.で「預

金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。

ただし、同規定 10. 11. の適用はありません。

- (3) ナント・オフィスキャッシュカード規定の適用については、同規定 6. で「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは、「デビットカード取引をする場合」とし、同規定 9. (1) で「支払機または振込機」とあるのは、「端末機」とし、12. で「預金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第2章 キャッシュアウト取引

1. (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者（以下「C0加盟店」といいます。）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行なう商品の販売または役務の提供等（以下本章において「売買取引」といいます。）および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引（以下「キャッシュアウト取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「対価支払債務」といいます。）を預金口座から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下「C0デビット取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

- ① 機構所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構にC0直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のC0直接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「C0直接加盟店」といいます。）であって、当該C0加盟店におけるC0デビット取引を当行が承諾したもの
- ② 規約を承認のうえ、C0直接加盟店と規約所定のC0間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該C0加盟店におけるC0デビット取引を当行が承諾したもの
- ③ 規約を承認のうえ機構にC0任意組合として登録され加盟店銀行とC0直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該C0加盟店におけるC0デビット取引を当行が承諾したもの

2. (利用方法等)

- (1) カードをC0デビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはC0加盟店にカードを引き渡したうえC0加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（C0加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、C0デビット取引を行なうことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 1回あたりのカードの利用金額が、C0加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
- (3) 次の場合には、カードをC0デビット取引に利用することはできません。
 - ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ② 1日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
 - ④ そのC0加盟店においてC0デビット取引に用いることを当行が認めていないカードの提示を受けた場合

- ⑤ C0 デビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合
- (4) 購入する商品または提供を受ける役務等が、C0 加盟店が C0 デビット取引を行なうことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、C0 デビット取引を行うことはできません。
- (5) C0 加盟店において C0 加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、C0 加盟店が規約に基づいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。
- (6) 当行が C0 デビット取引を行なうことができないと定めている日または時間帯は、C0 デビット取引を行なうことはできません。
- (7) C0 加盟店によって、C0 デビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。

3. (C0 デビット取引契約等)

- (1) 前条第 1 項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「C0 デビット取引契約」といいます。）が成立するものとします。
- (2) 前(1)により C0 デビット取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。
 - ① 当行に対する対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
 - ② C0 加盟店銀行、C0 直接加盟店または C0 任意組合その他の機構所定の者（以下本章において「譲受人」といいます。）に対する、対価支払債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。
- (3) 前(2)の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して C0 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、対価支払債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他对価支払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

4. (預金の復元等)

- (1) C0 デビット取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、C0 デビット契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せて C0 デビット取引契約が解消された場合を含

当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。

7. (カード規定の読替)

- (1) この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、ナント・キャッシュカード規定、ナント・オフィスキャッシュカード規定、ナント・ICキャッシュカード特約、ナント・オフィスICキャッシュカード特約により取扱います。
- (2) ナント・キャッシュカード規定の適用については、同規定6.(1)で「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは、「COデビット取引をする場合」とし、同規定9.(1)で「支払機または振込機」とあるのは、「端末機」とし、14.で「預金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。
ただし、同規定10.11.の適用はありません。
- (3) ナント・オフィスキャッシュカード規定の適用については、同規定6.で「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは、「COデビットカード取引をする場合」とし、同規定9.(1)で「支払機または振込機」とあるのは、「端末機」とし、12.で「預金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。

8. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上